

議案第1号

専決処分の報告及び承認について

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成24年4月1日付けをもって財団法人松戸市文化振興財団が公益財団法人に、社団法人松戸市シルバー人材センターが公益社団法人に移行する旨の通知を同年3月25日及び26日に受領したことから、特に緊急を要すると認め、当該法人の名称を変更するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

平成24年5月10日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

専 決 処 分 書

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月29日

松戸市長 本郷谷 健 次

理 由

社団法人松戸市シルバー人材センターが公益社団法人に、財団法人松戸市文化振興財団が公益財団法人に移行することに伴い、当該法人の名称を変更するため。

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成13年松戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 公益社団法人松戸市シルバー人材センター

第2条第3号を次のように改める。

(3) 公益財団法人松戸市文化振興財団

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。